魚津市告示第187号

魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年10月15日

魚津市長　　村椿　晃

魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成２年魚津市規則第６号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第２条　市長は、本市における地域医療の中核的な役割を担っている独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院（以下「補助対象者」という。）の令和８年度から令和10年度までの医業運営（以下「補助事業」という。）に要する経費を支援し、市民への医療提供体制等の確保を図ることにより、市民の健康づくりを推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、補助対象者の各年度の補助事業に要した支出総額から、当該補助事業に伴う収入総額を減じた額とする。ただし、国及び県が実施する補助対象者の運営安定化に資する補助金等（以下「国県補助金等」という。）の交付がある場合は、当該国県補助金等相当額を差し引いた額とする。

２　前項に規定する補助金の額の算定に用いる収入及び支出の科目並びに国県補助金等の事業は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第４条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　事業計画書（投資的事業実施計画書を含む。）

（２）　収支予算書

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

（概算払）

第６条　市長は、補助金の交付決定後、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、交付決定額の一部を概算払により交付することができる。

２　前項の規定による概算払を受けようとするときは、補助対象者は、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金概算払請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第７条　補助対象者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内の日又は交付決定の通知を受けた日の属する年度（第８条第２項による承認を受けた場合にあっては翌年度）の末日のいずれか早い日までに、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業実績書

（２）　収支精算書

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（繰越承認申請）

第８条　補助対象者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に補助事業を完了しなければならない。

２　補助対象者は、やむを得ない理由により事業を翌年度へ繰り越しする必要がある場合は、その理由とともに、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金繰越承認申請書（様式第５号）を、前項に規定する年度末までに市長に提出し、承認を受けなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金繰越承認通知書（様式第６号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の額の確定等）

第９条　市長は、第７条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金の額の確定通知書（様式第７号）により、補助対象者に通

知するものとする。
２　市長は、前項の規定により確定した補助金の額（以下「確定額」という。）が、第６条第３項の規定により既に交付した概算払の額（以下「受領額」という。）を上回るときは、その不足額を追加交付するものとする。
３　補助対象者は、確定額が受領額を下回るときは、その超過額を市長が指定する期日までに返還しなければならない。
４　補助対象者は、第２項の規定による追加交付を受けようとするときは、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金精算払請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し及び補助金の返還）
第10条　市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）　虚偽の申請又は不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
（２）　規則又はこの要綱に反する行為があったとき。
（３）　規則又はこの要綱に基づく市長の指示に従わないとき。
２　市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、補助対象者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
（関係書類の保存）
第11条　補助対象者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。
（その他）
第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、公表の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。
（この告示の失効）
２　この告示は、令和12年３月31日限り、その効力を失う。ただし、補助対象者に係る第10条及び第11条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第３条関係）

区分	科目又は事業
収入	入院収入
	外来収入
	室料差額収入
	その他収入
	査定減等損失額
支出	役職員給与
	医療諸費
	業務諸費 （投資的経費、その他）
	その他支出
国県補助金等	富山県地域医療介護総合確保基金事業のうち、病床機能再編支援事業に係る補助金

備考

投資的経費については、市長が認めるものに限る。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

魚津市長　　宛

所　在　地
補助対象者名
代　表　者　名

年度魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付申請書

年度魚津市富山労災病院運営費支援事業補助金の交付を受けたいので、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金　　円を交付されるよう、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付要綱第４条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類
１　事業計画書（投資的事業実施計画書を含む）
２　収支予算書
３　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

魚津市指令　第　　号

所　在　地
補助対象者名
代　表　者　名

年度魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金について、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

魚津市長

１　交付の可否

交付します。
交付しません。
（交付しない理由）

２　交付決定額

金　　円

様式第３号（第６条・第９条関係）

年　　月　　日

魚津市長　　宛

申請者　　所　在　地
補助対象者名
代表者名　　㊞

年度魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金
（□概算払・□精算払）請求書

魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金について、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付要綱第６条第２項又は第９条第４項の規定により次のとおり請求します。

１　請求金額　　金　　円

２　請求内訳

□　概算払		□　精算払	
（１）交付決定額	円	（１）補助金確定額	
（２）今回請求額	円	（２）既受領額（概算払済額）	
		（３）今回請求額（１）－（２）	

３　振込先

金融機関名	コード					コード				
						本店・支店 出張所				
フリガナ		預金種別	口座番号							
口座名義人		１　普通 ２　当座								

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

魚津市長　　宛

所　在　地
補助対象者名
代　表　者　名

年度魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金実績報告書

年　　月　　日付け魚津市指令　第　　号で交付決定のあった魚津市富山労災病院運営費支援事業については、次のとおり事業を実施したので、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて報告します。

１　実績額

金　　円

２　関係書類

（１）　事業実績書

（２）　収支精算書

（３）　その他市長が必要と認める書類

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

魚津市長　　宛

所　在　地
補助対象者名
代　表　者　名

年度魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金繰越承認申請書

年　　月　　日付け魚津市指令　第　　号で交付決定のあった魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金については、次の理由により年度内の完了が困難となったので、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付要綱第８条第２項の規定により、繰越しの承認を申請します。

１　繰越しの理由
２　繰越額の内訳
（１）　交付決定額　　円
（２）　概算払済額　　円
（３）　繰越申請額　　円
３　事業完了予定年月日　　年　　月　　日

様式第６号（第８条関係）

魚津市指令　第　　号

所　在　地
補助対象者名
代　表　者　名

年度魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金繰越承認通知書

年　　月　　日付けで繰越承認申請のあった魚津市富山労災病院運営費支援事費業補助金については、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付要綱第８条第３項の規定により承認しましたので通知します。

年　　月　　日

魚津市長

様式第７号（第９条関係）

魚津市指令　第　　号

所　在　地
補助対象者名
代　表　者　名

年魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金の額の確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金について、次のとおり額の確定を行いましたので、魚津市富山労災病院運営費支援事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により通知します。

年　　月　　日

魚津市長

確定額

金　　円